Kocoforre News

Kochi Consultation Center for Foreign Residents (Kocoforre)
高知県外国人生活相談センター（ココフォーレ）

ココフォーレ・ニュース

No.3 2023年（令和5年）冬号

「ココフォーレ」は、高知県外国人生活相談センターの愛称です。

うららかな新春を迎え、皆様お健やかにお過ごしのことと思います。「ココフォーレ・ニュース」では、高知県に住む外国人や外国人と関わりのある方々をはじめ、多文化共生に関心のある多くの方にココフォーレの取り組みや外国人に役立つ情報を紹介します。

トピックス 「在留資格」について

詳しくは出入国在留管理庁のホームページをご覧ください。
https://www.moj.go.jp/isa/index.html

今回は、外国人が日本に入国する際に入国・在留の目的に応じて与えられる在留資格について、よくあるQ&Aを紹介します。

Q 留学生をアルバイトとして雇いたいのですが、在留カードに「就労不可」の記載がありました。雇えませんか？

A 在留カードの裏面に「資格外活動許可」の記載があれば雇うことができます。記載がない場合は、取得する必要がありますので最寄りの出入国在留管理局で申請するよう伝えてください。なお、資格外活動としてのアルバイトは週28時間以内の範囲で就労することなどの就労制限があります。 https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html

資格外活動許可の申請についてはこちら

Q 長く日本で生活してきたので、このまま日本で一生を過ごしたいです。

A 日本に永住を希望する場合、永住許可の申請をしてください。在留資格「永住者」は、在留活動、在留期間のいずれも制限されないという点で、他の在留資格と比べて大幅に在留管理が緩和されます。このため、永住許可については、通常の在留資格の変更よりも慎重に審査する必要があることから、一般の在留資格の変更許可手続とは独立した規定が特に設けられています。要件として (1) 素行が善良であること (2) 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること (3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められることなどがあります。 https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html

永住許可の申請についてはこちら↓

Q 観光目的で来日し、「短期滞在」の在留資格で在留中です。日本で働くことはできますか。

A 「短期滞在」（観光や親族訪問など）の在留資格で在留する外国人は、原則として出張等の短期商用目的を除き日本で働くことができません。

Q 外国人夫婦です。最近、子供が生まれました。何をしたらいいですか。

A 在留資格取得の申請を行う必要があります。この申請は出生の日から30日以内に住居地を管轄する地方入国管理官署において行ってください。なお、出生の日から60日以内に日本から出国する場合（再入国許可〈みなし再入国許可を含む〉を受けて出国しようとする場合を除きます。）は、在留資格取得の申請の必要はありません。他にも、お住いの市町村役場への出生届や健康保険の加入、日本にある大使館や領事館に連絡し出生届とパスポート作成手続きをおこないます。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/kanri_qa.html

出入国審査に関するQ&Aはこちら

増えてる？減ってる？ 高知に住んでいる外国人！

出入国在留管理庁在留外国人統計をもとに作成

2022年6月末時点　5,038人

〈国籍別〉上位10か国　〈単位：人〉

順位	国名	人数	構成比
1	ベトナム	1,356	26.9%
2	中国（ちゅうごく）	892	17.7%
3	フィリピン	754	15.0%
4	韓国（かんこく）	447	8.9%
5	インドネシア	442	8.8%
6	米国（アメリカ）	161	3.2%
7	ミャンマー	115	2.3%
8	ネパール	109	2.2%
9	カンボジア	105	2.1%
10	インド	66	1.3%

高知県内における在留外国人数は、2019年末まで増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、海外からの新規入国者が制限され、2020年以降減少に転じていました。その後、2022年春から入国規制が緩和され、2022年6月末時点で県内の在留外国人数は5,038人となっています。

ココフォーレの主な活動状況
（2022年4月～2022年12月）

ココフォーレは、相談センターで相談を受ける以外に市町村に行って相談会を開催したり、高知弁護士会と協力して外国人のための法律相談を実施しています。また、国際交流イベントにも参加して、外国人や外国人と関わりのある日本人が気軽に相談できるよう相談スペースを設置しています。

相談会を行いました

出張相談会

8月5日に四万十市で、また、11月13日には南国市で出張相談会を開催しました。この相談会では、主に「在留資格」に関して出入国在留管理局の専門家が相談に応じました。外国人が日本に住むためには「在留資格」という滞在許可が必要ですが、「在留資格」は種類が多く変更や更新の手続きが複雑な場合があります。相談会では入管局の方が相談者の質問に対して分かりやすく丁寧に説明してくれました。

法律相談会

9月12日～17日、ココフォーレでは、「外国人のための無料法律相談週間」を開催しました。外国籍の方や外国人と関わりのある日本人の相談者が、無料で弁護士に相談しました。相談者の抱える悩みや困りごとに弁護士が親身に話を聞き、法律的な観点から的確な対処の方法などを説明してくれました。

イベントに参加しました

10/16 国際ふれあい広場2022
主催：（公財）高知県国際交流協会

様々な国際交流・協力団体が、国の料理や民芸品を販売したり活動内容を紹介したりしました。

ステージでは、外国の楽器の演奏や踊りや国際交流員によるトークショーなどで盛り上がりました。

11/27 高知ベトナム交流会2022
主催：（一社）高知ベトナム交流会

特設ステージでは、ベトナムの民謡音楽や踊り、トークショーやクイズ大会などが行なわれました。

ココフォーレもブースを設置し、ココフォーレの取り組みの紹介や外国語の資料の提供などをしました。

ベトナムの特産品やベトナム料理の店舗には長い行列ができました。

ココフォーレからのおしらせ

ココフォーレが、法テラス高知地方事務所の指定相談場所になりました

法テラスで行われている法律相談がココフォーレでもできるようになりました。これによりココフォーレの通訳者による直接通訳や21言語に対応する電話通訳サービスを利用して外国人が母国語で相談できます。また、法律面だけでなく生活面における支援にもつなげることができます。詳しくは、ココフォーレのホームページをご覧ください。

今後の専門家相談会		※詳細が決まり次第、ココフォーレのHPでお知らせします。
2023年2月18日（土）	土佐市出張相談会	出入国在留管理局の審査官が対応します。在留資格について詳しい説明を聞くことができます。在留資格以外の日本での生活全般に関する相談にもココフォーレ相談員が対応します。土佐市複合文化施設「つなーで」にて開催。
2023年2月27日（月）～3月4日（土）	外国人のための無料法律相談週間	弁護士が対応します。外国人のほか外国人に関わりのある日本人もご相談できます（法人は対象外）。ココフォーレで行います。

セミナー・研修会のお知らせ			
2023年2月26日（日）	コミュニティ通訳ボランティア講座	高知市：高知県人権啓発センター 6階ホール	外国人を支援する際の心構えと倫理

■ホームページ

日本語、英語、中国語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語のサイトがあります。

■インスタグラム

日本での生活に役立つ情報を、やさしい日本語で紹介しています。

発　行：公益財団法人　高知県国際交流協会
高知県外国人生活相談センター
住　所：〒780-0870　高知市本町4丁目1番37号丸の内ビル1階
連絡先：TEL：088-821-6440　FAX：088-821-6441
E-mail：consultation@kccfr.jp　Website：https://kccfr.jp

発行日：2023年1月